

介護保険サービス

介護保険制度の要介護認定を受けているかたは、利用できます。

申請・問い合わせ先 / 市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144

区分	種類	内容
居宅サービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事、食事、入浴などの手助けをする
	訪問入浴介護	移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をする
	デイサービス	日帰りで施設へ送迎し、入浴、食事、レクリエーションなどをする ※利用定員18人以下の場合、区分は地域密着型サービスとなります。
	ショートステイ	介護保険施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練などをする
	福祉用具の貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出す ※要介護1以下の場合、車椅子・特殊寝台などは対象外(一部対象となる場合あり)
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの費用の一部を支給(事前申請が必要)
	福祉用具購入費支給	指定を受けた業者から購入した入浴補助用具などの費用の一部を支給
施設サービス	特別養護老人ホーム	常に介護が必要なかたに、介護や日常の世話をする(原則要介護3以上のかたが対象)
	介護老人保健施設	病状が安定していて、自宅へ戻れるようリハビリが必要なかたに、介護や機能訓練などをする
	介護療養型医療施設	長期療養が必要なかたに、医療、介護、機能訓練などをする
	介護医療院	介護療養型医療施設の転換施設であり、長期療養が必要なかたに、医療と介護を一体的に提供する
地域密着型サービス	地域密着型特別養護老人ホーム	定員30人未満の小規模な施設で、常に介護が必要なかたに介護や日常の世話をする(原則要介護3以上のかたが対象)
	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に、家庭的な環境の下で食事、入浴などの介護や機能訓練をする
	グループホーム	認知症の高齢者を対象に、少人数での共同生活の中で、入浴などの日常生活を支援する
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや、泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスを提供する

要介護認定の流れ

要介護認定申請

申請場所

長寿課介護保険係

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(長寿課で配布。ホームページからもダウンロード可)
- マイナンバーが分かるもの
- 介護保険被保険者証(65歳以上のかた)
- 健康保険証(40~64歳のかた)

認定調査

市の調査員などが心身の状況について、国で定められた74項目を調査

主治医の意見書

申請書に記載された主治医に、市が意見書の作成を依頼

一次判定

認定調査の結果、主治医の意見書をもとに、コンピューター判定で要介護状態区分を導き出す

二次判定

一次判定結果、認定調査の聞き取り内容、主治医の意見書を踏まえ、医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会で審査・判定

要介護認定

要支援1・2

介護予防サービス、総合事業を利用可

要介護1~5

介護サービスを利用可

非該当(自立)

「基本チェックリスト」で生活機能の状態を調べ、生活機能の低下がみられる場合は総合事業を利用可

介護(予防)サービスの選択

居宅サービスを希望する場合

●要支援1・2

保健福祉センター内地域包括支援センター(☎55-0654)へ連絡

●要介護1~5

居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画の作成を依頼。依頼事業者が決まったら「居宅サービス計画作成依頼届出書」を長寿課に提出

施設サービスを希望する場合

施設へ直接(特別養護老人ホームは原則要介護3以上のかたが対象)